

一般廃棄物処理事業実態調査 (府独自調査)

内 容

- (1) 家庭ごみの収集状況（定期収集）
- (2) 家庭ごみの収集状況（拠点回収）
- (3) 家庭ごみの収集状況（集団回収）
- (4) 家庭ごみの有料化状況（定期収集ごみ）
- (5) 家庭ごみの有料化状況（粗大ごみ、直接搬入ごみ）
- (6) 事業系ごみの有料化状況
- (7) 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況
- (8) 生ごみ堆肥化容器等の補助実績（令和5年度）
- (9) 廃家電4品目及び廃パソコンの回収状況
- (10) 廃小型家電の回収状況
- (11) 水銀使用製品の回収状況
- (12) 適正処理困難物の回収状況
- (13) ごみ処理基本計画の策定状況
- (14) 生活排水処理基本計画の策定状況
- (15) 放置車両対策条例等の制定状況
- (16) ポイ捨て条例の制定状況
- (17) 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況
- (18) その他廃棄物関係条例の制定状況
- (19) 廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況
- (20) 廃棄物減量等推進員の委嘱状況
- (21) 一般廃棄物の不法投棄対策
- (22) ごみ減量・リサイクル関係の取組
- (23) 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

1 家庭ごみの収集状況(定期収集)

令和6年4月1日現在

市町村名	分別数	可燃ごみ	不燃ごみ	スチール缶	アルミ缶	ガラス	プラスチック類					その他資源物等	有害ごみ	粗大ごみ
							ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラ容器	プラ製品			
京都市	6	燃やすごみ	—	缶・びん・ペットボトル (ガラスはびんのみ)			プラスチック類 ※プラスチック製の製品を含む。					雑がみ/新聞紙/段ボール	小型金属類・スプレー缶	大型ごみ
向日市	10	燃やすごみ	その他不燃物	空缶	空ビン	ペットボトル	その他プラスチック			—	—	蛍光灯/筒型乾電池/ スプレー缶・乾電池	粗大ごみ	
長岡京市	13	可燃ごみ	その他不燃物	スチール缶	アルミ缶	ビン(3)	その他プラスチック			—	—	蛍光灯/筒型乾電池/ スプレー缶・乾電池	粗大ごみ	
大山崎町	10	もえるごみ	その他不燃物	カン	ビン	ペットボトル	容器・包装プラスチック類			—	—	蛍光灯/筒型乾電池/ スプレー缶類・ガスライター	粗大ごみ	
宇治市	13	もえるごみ	もえないごみ	缶	びん	ペットボトル	プラマーク(プラスチック製容器包装)			—	新聞紙/段ボール/ 雑誌等/古布類	ボタン型電池・筒型乾電池/ スプレー缶・乾電池	臨時ごみ	
城陽市	11	燃やすごみ	燃やさないごみ	空カン	空ビン	ペットボトル	プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)			—	紙パック	廃乾電池/ スプレー缶・乾電池/ 使い捨てライター	大型ごみ	
久御山町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類	びん類	ペットボトル	プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)			—	紙パック	廃乾電池/スプレー缶・ 乾電池/ライター/蛍光灯/ 水銀体温計/水銀血圧計	大型ごみ	
八幡市	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶	空きビン	ペットボトル	発泡食品トレイ ・発泡スチロール	プラマーク製品 (プラスチック製 容器包装)		—	紙パック	乾電池/スプレー缶・ 乾電池/ライター/ 蛍光灯	大型ごみ	
京田辺市	12	燃やすごみ	破碎ごみ/ 直接埋立ごみ/ 危険ごみ	空きカン	空きビン	ペットボトル	プラスチック容器包装			—	紙ごみ	乾電池/スプレー缶・ 乾電池	粗大ごみ	
井手町	12	燃やすごみ	その他ごみ	カン	ビン	ペットボトル/ キャップ	プラマーク容器包装			—	古紙/紙パック	乾電池/ 乾電池/スプレー缶	粗大ごみ	
宇治田原町	10	燃やすごみ	燃やさないごみ	飲食料缶	飲食料 ガラスびん	ペットボトル	プラマーク容器包装物			—	紙パック	乾電池/ スプレー缶・乾電池	大型ごみ	
木津川市	5	可燃ごみ	燃やさないごみ			ペットボトル	ビニール・プラスチック容器包装			可燃ごみ	—	—	粗大ごみ	
笠置町	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	その他プラスチック 製容器包装		—	古紙	—	粗大ごみ	
和東町	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装			—	その他プラスチック類	—	粗大ごみ	
精華町	9	燃やすごみ	—	カン・ 鉄くず類	びん・ ガラス類	ペットボトル	プラスチック製容器包装			ビニール・ プラスチック ごみ	古紙類/ 廃食用油/使用済インカートリッジ/ 使用済小型家電	使用済乾電池/ 水銀使用廃製品	粗大ごみ	
南山城村	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製 容器包装(プラマ ーク)	その他プラスチック製容器包 装		—	—	—	粗大ごみ	
亀岡市	14	燃やすし かないご み	埋立てるし かないご み	空きカン	空きビン (3)	ペットボトル	プラスチック			—	紙類/草・木類/小型金属類	乾電池/乾電池/ス プレー缶・ライター	粗大ごみ	
南丹市	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラス ・陶磁器類 (4)	プラスチック製容器包装			—	紙パック/段ボール/ 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/ 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ	
京丹波町	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラス ・陶磁器類 (4)	プラスチック製容器包装			—	紙パック/段ボール/ 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/ 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ	
福知山市	18	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶	空きビン (3)	ペットボトル	容器包装プラスチック			—	紙パック/古紙類(3)/布類	乾電池等/蛍光灯/ スプレー缶/ライター	粗大ごみ	
舞鶴市	14	可燃ごみ	その他の 埋立ごみ	飲料用空缶類	食用びん類 (3)	ペットボトル	プラスチック容器包装類			その他の 埋立ごみ	金属類/紙ごみ(3)	乾電池・蛍光灯・ ライター・水銀体温計・ 充電式小型家電・ス プレー缶・乾電池	粗大ごみ	
綾部市	14	燃やして 処理する ごみ	燃やさない で処理する ごみ	カン類	びん類(3)	ペットボトル	白色 トレイ	—	—	—	衣類	乾電池/蛍光灯・電球/ 乾電池/スプレー缶/ ライター	粗大ごみ	
宮津市	16	燃やすごみ	燃やさないごみ	カン類	ビン類(3)	ペットボトル	発泡スチロール類		プラスチック製 容器包装	—	紙パック/段ボール/ 新聞/雑誌/紙製容器包装	乾電池/蛍光灯/ 水銀灯/スプレー缶	大型ごみ	
京丹後市	11	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン	空きビン (3)	ペットボトル	発泡スチロール		容器包装 プラスチック	—	—	ボタン電池、乾電池、 蛍光灯、水銀体温計、 水銀温度計、水銀血圧計	粗大ごみ	
伊根町	14	燃やすごみ	燃やさない ごみ/不燃ごみ	缶	ビン類	ペットボトル	食品 トレイ	発泡 スチロール	その他プラスチック 製 容器包装	—	その他紙製容器包装	蛍光灯/乾電池/ スプレー缶/ライター	大型ごみ	
与謝野町	12	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類(飲食用)	ビン類	ペットボトル	発泡スチロール		プラスチック製容器 包装	—	紙パック/段ボール/新聞/ 雑がみ/紙製容器包装	蛍光灯/乾電池/ スプレー缶/ライター	—	

(注) 枠内の()内数や品目を「/」で区切っているものは、分別して排出することを表す。
粗大ごみについては、定期収集のほか事前申込等による収集も含む。

2 家庭ごみの収集状況(拠点回収)

令和6年4月1日現在

市町村名	回収対象	拠点の設置場所
京都市	(1)古紙(新聞・ダンボール) (2)雑がみ (3)紙パック (4)使用済てんぷら油 (5)古着類 (6)乾電池 (7)ボタン電池 (8)充電式電池 (9)蛍光灯 (10)水銀体温計・水銀血圧計 (11)小型家電 (12)磁気テープ類 (13)インクカートリッジ (14)リユースびん (15)刃物類 (16)使い捨てライター (17)陶磁器製の食器 (18)木の枝	(1)～(16)各区役所・支所内のエコまちステーションや各まち美化事務所、公共施設、京都市内の協力店等 ※ 拠点によって回収品目は異なる。 (17)、(18) 移動式拠点回収
向日市	(1)水銀血圧計、水銀体温計 (2)乾電池 (3)缶、ビン、ペットボトル (4)廃食用油 (5)紙パック (6)古紙類 (7)古着	(1)市役所 (2)市役所 (3)市役所、鶏冠井コミュニティセンター、北部防災拠点、上植野コミュニティセンター (4)市役所 (5)市役所、公民館、コミュニティセンター、保育所等 (6)市役所、古紙等回収拠点 (7)古紙等回収拠点
長岡京市	(1)新聞 (2)雑誌 (3)段ボール (4)牛乳パック (5)古着 (6)水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計	(1)(2)(3)市役所、中央公民館、拠点回収登録団体(35団体) (4)(5)市役所、一部の拠点回収場所 (6)市役所
大山崎町	(1)水銀(体温計、温度計、血圧計) (2)使用済小型家電(携帯電話・スマートフォンのみ)	(1)町役場 (2)町役場
宇治市	(1)紙パック (2)てんぷら油 (3)ペットボトルキャップ (4)蛍光灯 (5)小型家電 (6)衣類、はきもの、かばん、服飾雑貨、寝具、ぬいぐるみ (7)インクカートリッジ	(1)集会所、公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等 (2)～(5)公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等 (6)公民館、市役所庁舎、コミュニティセンター (7)市役所庁舎
城陽市	(1)廃食用油 (2)使用済小型家電 (3)廃蛍光灯 (4)小型充電式電池 (5)水銀使用製品	(1)市役所、市公共施設、保育園、幼稚園、コミセン 老人福祉施設、協力自治会、スーパー等 (2)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (3)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (4)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (5)衛生センター、市役所環境課
久御山町	(1)使用済みてんぷら油 (2)ペットボトルキャップ (3)使用済小型家電 (4)小型充電式電池	(1)町役場、自治会公会堂等 (2)町役場、町関連公共施設、商工会 (3)町役場、町関連公共施設 (4)町役場、町関連公共施設
八幡市	食用廃油、使用済小型家電	公共施設等
京田辺市	紙パック、使用済小型家電、使用済小型充電式電池	公民館、公共施設等
井手町	廃食用油	学校給食センター
宇治田原町	(1)廃食用油 (2)ペットボトルキャップ (3)使用済小型家電 (4)小型充電式電池 (5)インクカートリッジ (6)廃水銀(体温計・血圧計等)	(1)公民館等 (2)町役場、公民館等 (3)町役場、総合文化センター (4)町役場 (5)町役場 (6)町役場
木津川市	(1)ペットボトル (2)飲料用紙パック (3)蛍光灯 (4)乾電池 (5)小形充電式電池 (6)使用済小型家電 (7)インクカートリッジ (8)食用油	(1)(2)スーパー等 (3)市役所、支所 (4)公共施設、集会所、スーパー等 (5)～(7)市役所、支所、出張所 (8)市役所、支所、集会所等
笠置町	(1)乾電池 (2)使用済小型家電 (3)蛍光灯 (4)アルミ箔紙パック	(1)公民館等(年1回)、役場第2庁舎前、笠置会館玄関前、笠置町産業振興会館内 (2)役場第2庁舎内、 笠置町産業振興会館1F(使用済小型家電：回収ボックス設置) (3)笠置町産業振興会館玄関横、笠置会館玄関前 (4)役場第2庁舎内
和東町	乾電池、白色トレイ	公民館等、商店等
精華町	古紙類、使用済乾電池、 廃食用(天ぷら)油、インクカートリッジ 使用済小型家電、アルミ付紙パック	各地区集会所等 役場・コミュニティホール・町立体育館・地域福祉施設(インクカートリッジ・ 使用済小型家電)、商業施設(使用済小型家電) 役場(アルミ付紙パック)
南山城村	乾電池、使用済小型家電、蛍光灯、インクカートリッジ 水銀体温計・水銀血圧計	各区廃乾電池回収ボックス(公民館等) 役場庁舎2階
亀岡市	ペットボトル、蛍光灯、紙パック、小型家電、 水銀体温計・水銀血圧計、アルミ付紙パック	スーパー等(ペットボトル) 家電小売店(蛍光灯) 市役所(紙パック) 市施設(小型家電、水銀体温計・水銀血圧計) エコゲート(小型家電、アルミ付紙パック)
南丹市	(1)古紙、段ボール、古布、紙パック、バッテリー(自動車、単車用) (2)廃食用油	(1)資源の館(月1回) (2)市役所、支所、公民館等
京丹波町	(1)インクカートリッジ (2)廃食用油	(1)町役場、支所 (2)町役場、支所
福知山市	廃食用油	環境パーク
綾部市		
舞鶴市	(1)牛乳パック、廃電池、空き缶、空きびん (2)古紙 (3)小型家電 (4)トレイ (5)ペットボトル (6)発泡スチロール、その他プラスチック、プラスチック包装	(1)(2)(4)(5)回収協力店(スーパー、小売店等) (2)市役所及び支所2箇所 (3)(4)(5)(6)市役所、支所等公共施設9箇所
宮津市	使用済みてんぷら油	市役所、各地区連絡所
京丹後市	使用済小型電子機器 廃食用油※	市庁舎(6箇所)、地域公民館(4箇所)、廃棄物処理施設(5箇所) (※市庁舎6箇所他)
伊根町	(1)ペットボトル(2)アルミ付き紙パック	(1)(2)町役場
与謝野町	使用済みてんぷら油、蛍光灯	町役場、蛍光灯は町役場のほか公民館他

(注) 回収拠点の登録や回収ボックスの設置など、自治体が関与しているもの

3 家庭ごみの収集状況(集団回収)

令和6年4月1日現在

市町村名	回収ごみの種類	報奨金額	令和5年度			令和6年度	
			団体数	回収実績(t)	決算額(千円)	予算額(千円)	
京都市	古紙類、古着類、缶類、びん類、その他	住民団体：最大1万5千円/年・団体 ※開始月により変動 マンション所有者・管理会社：最大5万円/年・所有者又は管理会社 ※開始月、登録マンション数により変動	2,821	集計中	41,876	42,177	
	使用済てんぷら油	1 拠点目5千円、2拠点目以降1,500円 ※開始月により変動	(拠点数) 1,691	113	3,024	3,338	
向日市	古紙、古布、段ボール、雑誌、古繊維等	5円/kg	25	196	980	3,600	
長岡京市	古紙、段ボール、牛乳パック、雑誌、古繊維等	2円/kg+回収重量に応じた金額 (1,000kg未満0円、1,000~3,000kg未満5,000円、3,000kg以上10,000円)	83	1,502	3,799	4,544	
大山崎町	—						
宇治市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	547	5,250	26,252	35,500	
城陽市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg、2,000円/団体	136	2,168	11,110	12,110	
久御山町	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	43	338	1,693	2,250	
八幡市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4円/kg	58	1,362	5,422	7,000	
京田辺市	新聞、段ボール、雑誌類、布類、金属、ビン類	新聞、段ボール、雑誌類、布類 6円/kg、 金属、ビン類 3円/kg	82	1,483	8,766	9,750	
井手町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	4	44	220	1,210	
宇治田原町	新聞紙、雑誌類、段ボール、古布、紙パック	5円/kg	13	301	1,505	1,746	
木津川市	新聞、雑誌、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	167	1,820	9,102	13,000	
笠置町	—						
和束町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール、アルミ缶	7円/kg	17	146	1,024	1,300	
精華町	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布、アルミ缶、その他のリサイクルできる紙	1円/kg(年12回以上の実施及び団体自ら回収時は単価加算)	45	1,136	2,290	3,200	
南山城村	新聞、雑誌、アルミカン、ウエス、段ボール、牛乳パック		11	12	-	-	
亀岡市	新聞・雑がみ・段ボール・古布	5円/kg	195	1,914	7,655	8,151	
南丹市	新聞、雑誌、古布、段ボール	(5円-業者買取単価)×回収量(kg)	50	280	1,018	1,620	
京丹波町	古紙(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)、古布	5円/kg以内(5円-業者買取単価)×回収量(kg)	25	96	179	318	
福知山市	新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、スチール缶、ビン類、布類、廃食用油、牛乳パック	3円/kg、廃食用油3円/l	75	1,123	3,370	3,892	
舞鶴市	アルミ類、古紙(新聞、雑誌、牛乳パック、段ボール)、古布、廃食用油	3円/kg(廃食用油にあつては5円/l)	52	536	1,607	1,811	
綾部市	新聞紙、雑誌、段ボール、その他紙類、古布	団体5円/kg	87	730	3,648	5,000	
宮津市	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	2円/kg	77	662	1,324	1,100	
京丹後市	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ	新聞・雑誌・段ボール・紙パック 4円/kg 雑がみ 6円/kg +逆有償補填	53	1,785	7,294	8,080	
伊根町	古紙(新聞、雑誌)、古布、段ボール、牛乳パック、びん	4円/kg 障害者就労継続支援事業所の場合 8円/kg	5	192	1,017	977	
与謝野町	カン、ビン、古紙、古布、段ボール、牛乳パック、廃食用油	2.0円/kgまたは逆有償補填(1/2以内で上限3円/kg)	24	330	659	800	
実施市町村			合計	6,386	23,519	144,834	172,474

(注) 報奨金制度等により自治体が関与しているもの

4 家庭ごみの有料化状況（定期収集ごみ）

令和6年4月1日現在

市町村名 (事務組合)	可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ		有料化の導入時期等	
	区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格		
京 都 市	1	【家庭ごみ】 450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L) 200円/10枚 (20L) 100円/10枚 (10L) 50円/10枚 (5L)			1	【缶・びん・ペットボトル・プラスティック類】 110円/5枚 (45L) 75円/5枚 (30L) 50円/5枚 (20L) 25円/5枚 (10L)	平成18年10月	
乙 訓	向日市	3	袋の価格は市場価格	—	—			
	長岡京市	3	袋の価格は市場価格	—	—			
	大山崎町	3	袋の価格は市場価格(ただし、当面の間は指定袋以外でも可)	—	—			
城 南	宇治市	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	城陽市	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	久御山町	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	八幡市	2	1回あたり45L以内の透明袋(白色半透明袋可)×2袋まで無料、それを超える場合は指定袋(150円/枚)	2	1回あたり45L以内の透明袋(白色半透明袋可)×2袋まで無料、それを超える場合は指定袋(150円/枚)	—		
	井手町	4		4		4		
	宇治田原町	4		4		4		
京 田 辺 市	4		4		4			
精 華 町	木津川市	1	450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L) 150円/10枚 (15L) 70円/10枚 (7L)	4		—	平成30年10月	
	精華町	4		4		4		
相 楽 東 部	笠置町	1		—		1	【プラ容器】 100円/10枚 (45L)	
	和束町	1	300円/10枚 (45L) 200円/10枚 (30L) 150円/10枚 (15L)	—		1	【その他プラ】 100円/10枚 (45L)	
	南山城村	1		—		1		
亀 岡 市	1	400円/10枚 (40L) 300円/10枚 (30L) 200円/10枚 (20L) 100円/10枚 (10L)	1	300円/10枚 (30L) 150円/10枚 (15L)	—		平成15年9月	
船 井	南丹市	1	792円/10枚 (45L) 660円/10枚 (30L)			1	【プラ製容器包装】 220円/10枚 (30L) 330円/10枚 (45L)	
	京丹波町	1	330円/10枚 (15L)			1		
福 知 山 市	1	440円/10枚 (45L) 330円/10枚 (30L) 165円/10枚 (20L)	1	440円/10枚 (45L) 330円/10枚 (30L) 165円/10枚 (20L)	1	【容器プラ】 330円/10枚 (45L) 220円/10枚 (30L) 110円/10枚 (20L)	平成13年2月	
舞 鶴 市	1	R3.6.30まで R3.7.1より 395円/5枚 (90L) 900円/10枚 (90L) 400円/10枚 (45L) ※90Lは事業用と兼用 260円/10枚 (30L) 450円/10枚 (45L) 170円/10枚 (20L) 300円/10枚 (30L) 80円/10枚 (10L) 200円/10枚 (20L) 100円/10枚 (10L)	1	R3.7.1より 450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L) 200円/10枚 (20L)	1	R4.7.1より 【プラ容器包装、ペットボトル】 360円/10枚 (45L) 240円/10枚 (30L) 160円/10枚 (20L)	平成17年10月	
綾 部 市	1	400円/10枚 (45L) (平型) 270円/10枚 (30L) (平型) 190円/10枚 (20L) (平型) 350円/10枚 (30L) (U型)	1	400円/10枚 (45L) (平型) 270円/10枚 (30L) (平型) 190円/10枚 (20L) (平型) 350円/10枚 (30L) (U型)	—		平成11年9月 (可燃・平型) 平成15年9月 (不燃・平型) 平成27年10月 (U型)	
宮 津 与 謝	宮津市	1	450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L) 300円/20枚 (15L)	1	450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L) 150円/10枚 (15L)	3	【発泡スチロール】 220円/10枚 (45L) 【紙製容器】 400円/20枚 (45L) 【プラ容器】 385円/20枚 (45L) 318円/20枚 (30L)	平成18年10月
	伊根町	3	20枚 (大) 45枚 (小) 55枚 (手提)	3	20枚 (大) 45枚 (小)	3	20枚 (大) 45枚 (小)	
	与謝野町	3	247円/20枚 (大) 188円/30枚 (小) 184円/50枚 (手提)	3	283円/20枚 (大) 180円/20枚 (小) 50円/10枚 (手提)	3	【ペットボトル、発泡スチロール、紙製容器、プラ製容器】 208円/20枚 (大) 【びん、缶】 318円/20枚 (大) 191円/20枚 (小)	
京 丹 後 市	1	450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L) 200円/10枚 (20L)	1	450円/10枚 (45L) 300円/10枚 (30L)	—		平成16年4月 (合併時に統一) 平成22年から不燃ごみの有料化実施	

(注) 「区分」欄の説明

- 1 : 量に関わらず有料 (指定袋代金として処理手数料を徴収している)
- 2 : 一定量まで無料 (袋指定なし)、それを超える場合のみ有料 (指定袋あり)
- 3 : 指定袋はあるが袋代金程度の価格とし、手数料としては徴収していない
- 4 : 有料ではないが、透明・半透明の袋の使用を求めている。
- : 有料化は未実施であり、指定袋もない

5 家庭ごみの有料化状況(粗大ごみ、直接搬入ごみ)

令和6年4月1日現在

市町村名 (事務組合)	粗大ごみ		直接搬入ごみ	
	有料化の有無	収集及び処理手数料	有料化の有無	受入対象と処理手数料
京都市	○	品目別定額制(400~3,200円)	○	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 100kgまで 1,500円/100kg 101kgから 200円/10kg
乙訓	向日市	○	○	可燃・粗大ごみ 100kgまで 1,500円 100kg超300kgまで 10kgまでごとに+200円 300kg超 10kgまでごとに+250円
	長岡京市	○	○	
	大山崎町	○	○	
城南	宇治市	△	○	可燃ごみ 1,500円(税込)/100kg 土砂等 1,200円(税込)/100kg 処理困難物 2,250円(税込)/100kg 不燃ごみ 1,500円(税込)/100kg 100kgまで1,420円(税抜)以降10kgごとに142円(税抜)*1
	城陽市	○	○	可燃・不燃ごみ 1,500円/100kg 土砂等 1,200円/100kg 処理困難物 2,250円/100kg
	久御山町	○	○	
	八幡市	○	○	
	井手町	×	○	
	宇治田原町	×	○	
	京田辺市	○	○	
京田辺市	○	○	○	
精華町	木津川市	△	△	可燃ごみ 260円/10kg(税別) 可燃ごみ以外 搬入許可書があれば無料
	精華町	△	○	可燃ごみ260円/10kg(税別) 不燃ごみ・粗大ごみ(搬入許可書があれば無料)
相楽東部	笠置町	×	○	粗大ごみ 32円/kg
	和束町	×	○	
	南山城村	×	○	
亀岡市	○	○	○	可燃ごみ 180円/10kg 埋立ごみ 180円/10kg ※可燃・埋立ともに指定袋で搬入の場合は不要 粗大ごみ 品目別定額制
船井	南丹市	○	○	(粗大・家電ごみ)1,100~3,850円/個 (可燃ごみ等)990円/50kgまで ※ただし、搬入ごとに50kgを超える場合は、385円/10kg (紙パック、段ボール、雑がみ、アルミ、衣類)無料
	京丹波町	○	○	
福知山市	○	○	○	可燃・不燃ごみ 200円/20kg 粗大ごみ 200円/20kg
舞鶴市	○	○	○	R3.6.30まで 可燃ごみ 指定袋を使用*3 R4.7.1から 可燃ごみ 200円/回 不燃ごみ・粗大ごみ 400円/回 ※指定袋は不要
綾部市	○	○	○	可燃・不燃ごみ 指定袋を使用 *3 粗大ごみ419円/20kg ふとん、寝具類63円/1kg 家電4品目 2,095円/台
宮津与謝	宮津市	○	○	可燃・不燃ごみ 100円/10kg 資源ごみ 100円/10kg 粗大ごみ 100円/10kg
	伊根町	×	○	
	与謝野町	—	○	
京丹後市	○	○	○	可燃・不燃ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 資源ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 粗大ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算

(注)

*1 宇治市の粗大ごみについては、搬入施設によって値段が異なる(城南衛生管理組合:1,500円(税込)/100kg、宇治廃棄物処理公社:1,420円(税抜)/100kg)

*2 八幡市の粗大ごみについては、品目ごとの料金に加えて、20kgを超える場合、20kgごとに500円の加算(タイヤ等の処理困難物については、別途500円又は1000円の品目設定あり)

*3 定期収集ごみ用の指定袋を使用

6 事業系ごみの有料化状況

令和6年4月1日現在

市町村名 (事務組合)		収集ごみ		直接搬入ごみ
		実施形態	収集対象と処理手数料	受入対象と処理手数料
京 都 市		許可	可燃ごみ 1,000円/100kg	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 100kgまで 1,500円/100kg 101kgから 200円/10kg
乙訓	向 日 市	許可	可燃ごみ 100kgまで 1,500円 100kg超 10kgまでごとに+150円	可燃・粗大ごみ 100kgまで 1,500円 100kg超300kgまで 10kgまでごとに+200円 300kg超 10kgまでごとに+250円
	長 岡 京 市	許可		
	大 山 崎 町	許可		
城南	宇 治 市	許可	可燃ごみ・不燃ごみ 1,500円/100kg	可燃ごみ 1,500円/100kg 不燃ごみ 1,500円/100kg (産業廃棄物であるものを除く)
	城 陽 市	許可	可燃ごみ 1,500円/100kg 不燃ごみ 1,500円/100kg	
	久 御 山 町	許可	可燃ごみ 1,500円/100kg	
	八 幡 市	許可	可燃ごみ 1,500円/100kg	
	井 手 町	許可	可燃ごみ・不燃ごみ 1,500円/100kg	
	宇 治 田 原 町	許可	可燃ごみ 1,500円/100kg	
京 田 辺 市		許可	可燃ごみ 150円/10kg	可燃・不燃ごみ 150円/10kg 粗大ごみ 品目別定額制 (産業廃棄物であるものを除く)
精華町	木 津 川 市	許可	可燃ごみ 260円/10kg (税別)	可燃ごみ 260円/10kg (税別)
	精 華 町	許可	可燃ごみ 260円/10kg (税別)	可燃ごみ 260円/10kg (税別)
相楽東部	笠 置 町	許可	可燃ごみ 400円/10kg 粗大ごみ 320円/10kg	粗大ごみ 320円/10kg
	和 東 町	許可		
	南 山 城 村	許可		
亀 岡 市		許可	可燃ごみ 180円/10kg	可燃ごみ 180円/10kg
船井	南 丹 市	許可	可燃ごみ 198円/10kg	可燃ごみ 198円/10kg ※搬入ごとに50kgを超える場合は、385円/10kg
	京 丹 波 町	許可		
福 知 山 市		許可	可燃ごみ 410円/20kg 不燃ごみ 1,060円/20kg	可燃ごみ 410円/20kg 不燃ごみ 1,060円/20kg
舞 鶴 市		許可	R3.6.30まで 可燃ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 400円/10枚(45L) 620円/10枚(70L) 790円/10枚(90L) R3.7.1から 可燃ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 450円/10枚(45L) 700円/10枚(70L) 900円/10枚(90L)	可燃ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 R3.6.30まで R3.7.1から 400円/10枚(45L) 450円/10枚(45L) 620円/10枚(70L) 700円/10枚(70L) 790円/10枚(90L) 900円/10枚(90L) ※上記に加え、R3.7.1より搬入受付手数料200円/1回
綾 部 市		—	—	可燃ごみ 419円/20kg
宮津与謝	宮 津 市	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 金額設定は家庭用と同じ 粗大ごみ 品目別定額制	可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 100円/10kg 資源ごみ 100円/10kg 粗大ごみ 100円/10kg
	伊 根 町	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	
	与 謝 野 町	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	
京 丹 後 市		許可	家庭ごみと同額 指定袋は、可燃ごみと不燃ごみのみ	可燃・不燃・資源ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 粗大ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算

7 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況

令和6年4月1日現在

市町村名	開始年度	補助対象				補助内容（補助要件等）
		コンポスト容器	EM容器	電気式処理機	その他	
京都市	事業廃止 （～R5）					
向日市	H6	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンポスト・EM4,000円、電気式10,000円 （コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
長岡京市	事業廃止 （～H28）					
大山崎町	H15	○	○	○		補助率：2/3 上限：60,000円 （5,000円未満は対象外、5年以内再申請不可）
宇治市	事業廃止 （～H29）					
城陽市	H5	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円 （コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
久御山町	事業廃止 （～H25）					
八幡市	事業廃止 （～H14）					
京田辺市	H4	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円（H12.4～）
井手町	H8	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円（H12.5～）
宇治田原町	H6	○	○	○		補助率：1/2 上限：20,000円 （1世帯2基まで）
木津川市	H18 （合併時）	○	○		○	補助率：1/2 上限：20,000円 （バイオ式に限る、電気を用いるものは対象外、5年以内の再申請不可）
笠置町	H5	○		○		上限：コンポスト6,000円、電気式30,000円
和束町	H9	○	○	○		上限：コンポスト6,000円、電気式30,000円
精華町	H13	○	○	○		補助率：1/2 上限：20,000円 （EM容器は1世帯2基まで、5年以内再申請不可）
南山城村	H6	○		○		補助率：購入価格の範囲内 上限：コンポスト6,000円、電気式30,000円 （コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
亀岡市	H4	○	○	○		補助率：1/2 上限：20,000円 （コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで、5年以内再申請不可）
南丹市	H18 （合併時）				○	【可燃ごみ収集庫（集落単位で設置するもの）】 1台につき2/3以内、上限50,000円
京丹波町	H17 （合併時）	○	○	○		上限：コンポスト4,000円、電気式20,000円 （コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
福知山市	事業廃止 （～H22）					
舞鶴市	H6	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンポスト・EM4,000円、電気式10,000円（H30.4～） （コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
綾部市	R6			○		補助率：1/2 上限：20,000円（1世帯1台まで）
宮津市	事業廃止 （～H20）					
京丹後市	事業廃止 （～R4）					
与謝野町	H17 （合併時）	○	○	○	○	補助率：1/2 上限：コンポスト5,000円、電気式15,000円 （コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
伊根町	H12	○	○	○		補助率：1/2 上限：30,000円
合計		16	14	16	3	

8 生ごみ堆肥化容器等の補助実績（令和5年度）

（単位：台、円）

市 町 村 名	コンポスト容器		EM容器		電気式処理機		その他	
	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額
京 都 市	0	0	0	0	0	0		
向 日 市	38	188,883	コンポスト容器に含む		14	537,739		
長 岡 京 市								
大 山 崎 町	2	7,000			13	470,000		
宇 治 市								
城 陽 市	4	13,000	2	3,200	22	408,300		
久 御 山 町								
八 幡 市								
京 田 辺 市	9	22,540	3	7,610	31	565,600		
井 手 町					1	20,000		
宇 治 田 原 町					3	60,000		
木 津 川 市	15	103,700						
笠 置 町	4	21,960						
和 束 町	2	9,960			3	90,000		
精 華 町	7	66,477			12	456,740		
南 山 城 村	0	0			2	60,000		
亀 岡 市	13	66,200			11	179,800		
南 丹 市	25	73,460			25	465,430		
京 丹 波 町	4	8,000			5	50,000		
福 知 山 市								
舞 鶴 市	21	68,300	3	2,400	32	318,200		
綾 部 市								
宮 津 市								
京 丹 後 市					0	0		
伊 根 町					2	60,000		
与 謝 野 町	4	21,200			9	129,200		
合 計	148	670,680	8	13,210	185	3,871,009	0	0

9 廃家電4品目及び廃パソコンの回収状況

令和6年4月1日現在

市町村名	廃家電4品目	廃パソコン	備 考
京 都 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収
向 日 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
長 岡 京 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
大 山 崎 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
宇 治 市	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、H26.1から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
城 陽 市	回収ルート	回収ルート+行政回収A	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム H26.10から、使用済小型家電回収ボックス投入口に入る 大きさのノートパソコンは回収している。
久 御 山 町	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、H28.4から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。 H28.4.1から使用済小型家電回収事業の完全実施（BOX回収）
八 幡 市	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、H29.7から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
京 田 辺 市	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
井 手 町	回収ルート+行政回収A	回収ルート+行政回収A	
宇 治 田 原 町	回収ルート+行政回収A	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、RA4.5から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
木 津 川 市	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、H26年度より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施中
笠 置 町	回収ルート+行政回収B	回収ルート	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
和 束 町	回収ルート+行政回収B	回収ルート	
精 華 町	回収ルート	回収ルート+行政回収A	廃家電の義務外品は、小売店と連携した回収システム 廃パソコンは、小型のラップトップのみ使用済小型家電の対象
南 山 城 村	回収ルート+行政回収B	回収ルート	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
亀 岡 市	回収ルート	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、H27年10月より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施
南 丹 市	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、R3年9月より小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収も実施している。
京 丹 波 町	回収ルート+行政回収B	回収ルート+行政回収A	廃パソコンについては、R3年9月より小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収も実施している。
福 知 山 市	回収ルート	回収ルート+行政回収A	廃パソコンは、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収の実施
舞 鶴 市	回収ルート	回収ルート+行政回収A	廃家電の義務外品の回収は一部の小売店の協力により回収 廃パソコンについては小型家電リサイクル事業による回収
綾 部 市	回収ルート+行政回収A	回収ルート	廃パソコンは小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
宮 津 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム。 廃パソコンは、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収の実施
京 丹 後 市	回収ルート	回収ルート+行政回収A	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
伊 根 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム 廃パソコンは小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
与 謝 野 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム 廃パソコンは小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。

■廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機)

- 回収ルート
家電リサイクル法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない
- 回収ルート+行政回収A
小売業者に引取義務があるものは行政回収しないが、義務外品は行政回収する
- 回収ルート+行政回収B
回収ルートのほか、義務品、義務外品を問わず行政回収する
- 行政回収C
義務品、義務外品を問わず、全て行政回収する

■廃パソコン

- 回収ルート
資源有効利用促進法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない
- 回収ルート+行政回収A
回収ルートが基本であるが、行政回収も行っている
- 行政回収B
基本的に全て行政回収する

10 廃小型家電の回収状況

令和6年4月1日現在

市町村名	廃小型家電の 分別回収方法	BOX設置場所 (BOX回収の場合のみ)	回収対象	引渡先	令和5年度 回収実績(kg)
京都市	BOX回収、 移動式拠点回収	商業施設 7箇所 市施設 25箇所 駅 1箇所	30×40×40cm以内の全ての家電※ ※ 家電4品目、パソコン、石油・灯油ストーブなどを 除く	小型家電リサイクル法による 認定事業者	380,900
向日市	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	3,265
長岡京市	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン リサイクル(株)	5,945
大山崎町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン リサイクル(株)	826.6
宇治市	BOX回収 イベント回収	市役所 公民館 コミュニティセンター (計11箇所)	特定対象品目すべてのうち投入口(200mm×400mm) に入るもの	小型家電リサイクル法による認定 事業者 再資源化処理事業者	37,636
城陽市	BOX回収	市役所 1箇所 市公共施設 5箇所 コミセン 6箇所 老人福祉施設 4箇所 (計16箇所)	政令指定品目16分類、64品目 ただし、縦20cm、横40cm、奥行30cmの投入口に入る ものに限る。	小型家電リサイクル法による 認定事業者	3,960
久御山町	BOX回収(H28.4~)	久御山町役場 1箇所 生涯学習センター「ゆうホール」1箇所 まちの駅「クロスアukumiyama」1箇所	16分類の特定対象品目 投入口(42cm(W)×22cm(H))に入るもの	小型家電リサイクル法による 認定事業者	2,900
八幡市	BOX回収(H29.7~)	市役所 1箇所 市内拠点 9箇所	16分類の特定対象品目 投入口(40cm(W)×20cm(H))に入るもの	小型家電リサイクル法による 認定事業者	3,280
京田辺市	BOX回収	市役所 1箇所 市内拠点 4箇所	投入口(35cm×15cm)に入るもの	小型家電リサイクル法による 認定事業者	7,160
井手町	BOX回収	町役場 1箇所 町図書館 1箇所	携帯電話	リネットジャパン	0
宇治田原町	BOX回収	町役場 1箇所 総合文化センター 1箇所	主に投入口(縦20cm×横55cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る) 入らないものでも受け付ける	小型家電リサイクル法による 認定事業者	1,180
木津川市	BOX回収、 ピックアップ回収	市役所、支所、出張所 (計4箇所)	BOX回収では特定対象品目、 ピックアップ回収では制度対象品目すべて	小型家電リサイクル法による 認定事業者	49,570
笠置町	BOX回収 宅配便回収サービス	役場 1箇所 産業振興会館 1箇所	・投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る) ・3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	・小型家電リサイクル法 による認定事業者 ・リネットジャパン リサイクル(株)	225.00
和束町	BOX回収	役場・体験交流センター 2箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電リサイクル法による 認定事業者	406.00
精華町	BOX回収	役場庁舎 1箇所 コミュニティセンター 1箇所 町立体育館 1箇所 老人福祉施設 1箇所 商業施設 3箇所	小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目 投入口(25cm×15cm)に入るものに限る	小型家電リサイクル法による 認定事業者	4,380
南山城村	BOX回収	役場 1箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電リサイクル法による 認定事業者	111.4
亀岡市	BOX回収 イベント回収	市施設 10箇所	特定対象品目16分類で投入口(150mm×400mm)に入る もの	小型家電リサイクル法による 認定事業者	12,730.0
南丹市	金属類で収集後に ピックアップ回収		政令指定品目28種	小型家電リサイクル法による 認定事業者	23,517
京丹波町	宅配便回収サービス			リネットジャパン リサイクル(株)	9,677
福知山市	ピックアップ回収		政令指定品目28種	小型家電リサイクル法による 認定事業者	109,580
舞鶴市	BOX回収、 ピックアップ回収	市役所等公共施設 9箇所	BOX回収：投入口(縦15cm×横30cm)に入るもの ピックアップ：政令指定品目すべて	小型家電リサイクル法による 認定事業者	3,653
綾部市	宅配便回収サービス		ダンボールに入るもの(縦、横、高さの合計が 140cm以内で重量20kg以内)	リネットジャパン リサイクル(株)	911.7
宮津市	宅配便回収サービス ピックアップ回収		ダンボールに入るもの(縦、横、高さの合計が 140cm以内で重量20kg以内) ピックアップ：品目は特に指定していない	リネットジャパン リサイクル(株) 小型家電リサイクル法による 認定事業者	26,748
京丹後市	BOX回収	市庁舎 6箇所 地域公民館 4箇所 廃棄物処理施設 5箇所	投入口(60cm×25cm)に入るもの	小型家電リサイクル法による 認定事業者	95,270
伊根町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン 令和4年4月1日から 協定開始	29
与謝野町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	0

11 水銀使用廃製品の回収状況

令和6年4月1日現在

市町村名	水銀使用廃製品の 分別回収方法	回収対象	回数	費用
京 都 市	拠点回収	蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計 乾電池、ボタン電池	随時	無料
	移動式拠点回収		各拠点年4回	
向 日 市	ステーション回収	蛍光管、乾電池	月2回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀血圧計 水銀温度計、乾電池	開庁時	無料
長 岡 京 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池	月2回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	開庁時	無料
大 山 崎 町	ステーション回収	蛍光灯、筒型乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
宇 治 市	拠点回収	蛍光管	週1回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
城 陽 市	ステーション回収	廃蛍光管・廃乾電池	月2回	無料
	拠点回収	廃蛍光管	月1回	無料
	その他(衛生センター持込み)	廃蛍光管・廃乾電池・水銀血圧計・水銀体温計	随時	無料
久 御 山 町	ステーション回収	水銀体温計、廃乾電池、ボタン電池、蛍光管、 水銀温度計、水銀血圧計	週2回	無料
八 幡 市	ステーション回収	蛍光管、乾電池	週1回(地域ごと別曜日)	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	毎日	無料
京 田 辺 市	ステーション回収	乾電池	隔月	無料
	ピックアップ回収	蛍光管、体温計、血圧計	—	無料
井 手 町	その他(町役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
宇 治 田 原 町	その他(町役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
木 津 川 市	拠点回収	蛍光管、乾電池	随時	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
笠 置 町	ボックス回収	蛍光灯、乾電池、ボタン電池	随時	無料
和 束 町	—	—	—	—
精 華 町	戸別回収・ステーション回収	蛍光灯	月2回	無料
	拠点回収(4箇所)	蛍光灯	月1回	無料
	その他(役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
南 山 城 村	ボックス回収	乾電池、ボタン電池、蛍光灯 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
亀 岡 市	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
南 丹 市	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料 (多量の場合)
京 丹 波 町	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料 (多量の場合)
福 知 山 市	ステーション回収	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月2回	無料
舞 鶴 市	ステーション回収	蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、 血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料
	直接搬入		随時	無料 (搬入受付手数料は 別途必要)
綾 部 市	ステーション回収	蛍光管、乾電池、 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	月1回	無料
宮 津 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀体温計	月1回	無料
京 丹 後 市	ステーション回収	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料
	直接搬入		随時	有料
伊 根 町	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀使用品	月1回	無料
与 謝 野 町	—	—	—	—

12 適正処理困難物の回収状況

令和6年4月1日現在

市町村名	化学薬品	農薬	タイヤ	バッテリー	ポンプ	消火器	溶剤・塗料	医療器具				大型家電	自動二輪車	条件付き受入の場合の条件
								注射針	注射筒	チューブ類	バッグ類			
京都市	条件1	条件1	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	条件2	×	×	1 移動式拠点回収に限り排出することができる。 2 医療器具については、原則医療機関へ返却としているが、在宅医療で使用した点滴バッグについては、医療機関への返却が困難な場合に限り、針を取り除いたうえで、家庭ごみとして排出することができる。
向日市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
長岡京市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
大山崎町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
宇治市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器（在宅医療器具）に限る 2 リサイクル券購入及び収集運搬費3,300円/台を支払った場合
城陽市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	条件	条件	×	×	何重にもビニール袋に入れ、安全確保したものは、「燃やすごみ」へ排出は可能
久御山町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費3,000円/台を支払った場合
八幡市	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	×	条件2	○	○	○	条件3	×	1 持ち込みの場合、有料で引き取り 2 ペットボトルに入れキャップをして、「燃やすごみ」に排出 3 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
京田辺市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 家庭から出るものに限る 2 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
井手町	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 在宅医療の器具で、医療機関へ返却困難かつ鋭利部が突出しないもの 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
宇治田原町	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合 医療器具については、原則医療機関等への引取りを依頼
木津川市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 医療器具については、原則医療機関へ返却。在宅医療で使用したのものについては、針等の鋭利なものを取り除いた上で可燃ごみとして排出可能 2 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
笠置町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
和束町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
精華町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	50cc以下
南山城村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
亀岡市	×	×	×	条件	×	×	×	×	×	×	×	×	×	普通乗用車まで（持ち込みに限る。）
南丹市	×	×	×	条件1	×	○	×	条件2	条件2	条件2	○	○	条件3	1 普通乗用車まで（大型のものは持ち込みに限る。） 2 針は金属類（安全対策をして）、容器は可燃ごみ 3 50cc未満のみ
京丹波町	×	×	×	条件1	×	○	×	条件2	条件2	条件2	○	○	条件3	1 普通乗用車まで（大型のものは持ち込みに限る。） 2 針は金属類（安全対策をして）、容器は可燃ごみ 3 50cc未満のみ
福知山市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	×	×	1 家庭から出るものに限る
舞鶴市	×	×	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	条件2	×	×	1 中身が固化したものは埋立ごみ 2 感染性でないもの
綾部市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	条件3	1 点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器（在宅医療器具）に限る 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬料金を支払った場合 3 50cc未満のみ
宮津市	×	×	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	×	×	×	1 少量、紙等に吸収させて燃やす 2 プラスチック製容器包装（点滴ボトルを除く）
京丹後市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
伊根町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
与謝野町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

調査対象品目：

化学薬品（農薬・溶剤を除く）、農薬（園芸用を含む）、タイヤ、バッテリー、小型ガスポンプ、消火器、溶剤・塗料、医療器具等、大型家電製品（冷蔵庫冷凍庫、洗濯機、エアコン、テレビ）、自動二輪車（オートバイ・原付自転車）

○…受入している ×…受入していない 条件…条件付きで受入している

13 ごみ処理基本計画の策定状況

令和6年4月1日現在

市町村名	策定年月(予定)	名 称
京 都 市	R 3 . 3	京・資源めぐるプラン-京都市循環型社会推進基本計画 (2021-2030) -
向 日 市	R 4 . 3	向日市一般廃棄物処理基本計画
長 岡 京 市	R 4 . 3	長岡京市一般廃棄物処理基本計画
大 山 崎 町	R 4 . 3 改定	大山崎町一般廃棄物処理基本計画
宇 治 市	H 3 1 . 3 改定	宇治市第3次ごみ処理基本計画
城 陽 市	R 4 . 3 改定	城陽市一般廃棄物処理基本計画
久 御 山 町	R 3 . 3 改定	久御山町第2次ごみ処理基本計画
八 幡 市	H 2 9 . 3	第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画
京 田 辺 市	H 2 8 . 2 改定	京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
井 手 町	H 1 4 . 1 0 改定	井手町ごみ処理基本計画
宇 治 田 原 町	H 7 . 3	ごみ処理基本計画
木 津 川 市	H 2 2 . 1 1	木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
精 華 町	R 5 . 3 改定	精華町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
笠 置 町	R 3 . 2 策定	笠置町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
和 束 町	R 3 . 1 策定	和束町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
南 山 城 村	R 2 . 1 0 策定	南山城村一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
亀 岡 市	R 5 . 3 策定	亀岡市ゼロエミッション計画
南 丹 市	H 3 1 . 3 改定	一般廃棄物処理基本計画書(船井郡衛生管理組合で策定)
京 丹 波 町		
福 知 山 市	R 3 . 3 改定	福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画2021)
舞 鶴 市	R 3 . 4 改定	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
綾 部 市	H 2 8 . 3 改定	綾部市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
宮 津 市	R 5 . 3 改定	宮津与謝地域広域ごみ処理基本計画
伊 根 町	R 5 . 3 改定	
与 謝 野 町	R 5 . 3 改定	
京 丹 後 市	R 2 . 3 一部改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
合 計		策定市町村 26市町村

14 生活排水処理基本計画の策定状況

令和6年4月1日現在

市町村名	策定年月（予定）	名 称
京 都 市	R 6 . 3	令和6年度一般廃棄物処理実施計画
向 日 市	R 4 . 3	生活排水処理基本計画
長 岡 京 市	R 4 . 3	生活排水処理基本計画
大 山 崎 町	R 4 . 3 改定	生活排水処理基本計画
宇 治 市	R 6 . 3 改定	宇治市生活排水処理基本計画
城 陽 市	R 4 . 3 改定	城陽市一般廃棄物処理基本計画
久 御 山 町	H 3 1 . 3 改定	久御山町生活排水処理基本計画
八 幡 市	H 2 9 . 3	八幡市生活排水処理基本計画
京 田 辺 市	H 1 1 . 3	京田辺市生活排水処理基本計画
井 手 町	H 2 0 . 9	生活排水処理基本計画
宇 治 田 原 町	H 2 7 . 1 2 改定	宇治田原町生活排水処理基本計画
木 津 川 市	H 2 8 . 3	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
笠 置 町	H 2 8 . 3	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
和 束 町	H 2 9 . 1 2 策定	相楽地域循環型社会形成推進地域計画
精 華 町	H 2 8 . 3	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
南 山 城 村	H 2 9 . 1 2 改定	相楽地域循環型社会形成推進地域計画
亀 岡 市	R 5 . 3 策定	第6次亀岡市生活排水処理基本計画
南 丹 市	H 2 7 . 1 2 改定	南丹市生活排水処理基本計画
京 丹 波 町	R 2 . 4 改定	京丹波町生活排水処理基本計画
福 知 山 市	H 2 9 . 4 改定	生活排水処理基本計画
舞 鶴 市	R 5 . 1 0 改定	舞鶴市生活排水処理基本計画
綾 部 市	H 1 4 . 3	新綾部市水洗化総合計画
宮 津 市	R 2 . 3	宮津市生活排水処理基本計画
京 丹 後 市	R 2 . 3 一部改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
伊 根 町	R 6 . 3 改定	生活排水処理基本計画
与 謝 野 町	R 5 . 3 改定	与謝野町生活排水処理基本計画
合 計		策定市町村 26市町村

15 放置車両対策条例等の制定状況

令和6年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	S 6 0 ~	京都市自転車等放置防止条例	有
	H 1 4 ~	京都市自動車放置防止条例	有
向 日 市	S 5 7 ~	向日市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
長 岡 京 市	S 5 8 ~	長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
大 山 崎 町	H 6 ~	大山崎町自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
宇 治 市	H 8 ~	宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
	H 3 ~	宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例	無
城 陽 市	S 6 1 ~	城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
	H 9 ~	城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
久 御 山 町	H 8 ~	久御山町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
八 幡 市	H 1 3 ~	八幡市自転車等放置防止条例	有
京 田 辺 市	H 6 ~	京田辺市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
井 手 町			
宇 治 田 原 町			
木 津 川 市	H 1 9 ~	木津川市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例	有
	H 1 9 ~	木津川市自転車等の放置防止に関する条例	無
笠 置 町	H 9 ~	笠置町放置自動車防止条例	有
	H 2 4 ~	笠置町自転車等の放置防止に関する条例	無
和 束 町	H 7 ~	和束町放置自動車防止条例	有
精 華 町	H 7 ~	精華町放置自動車防止条例	有
	H 9 ~	精華町自転車等の放置防止に関する条例	無
南 山 城 村	H 7 ~	南山城村放置自動車防止条例	有
亀 岡 市	H 5 ~	亀岡市放置自転車の防止に関する条例	無
南 丹 市	H 1 8 ~	南丹市放置自転車等の防止に関する条例	無
京 丹 波 町	H 1 8 ~	京丹波町放置車の防止に関する条例	無
福 知 山 市	H 7 ~	福知山市自転車等の放置防止に関する条例	無
舞 鶴 市	H 1 9 ~	舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例	無
綾 部 市	H 1 0 ~	綾部市自転車等の放置防止に関する条例	無
宮 津 市			
京 丹 後 市	H 1 6 ~	京丹後市自動車放置防止条例	無
伊 根 町			
与 謝 野 町	H 1 7 ~	与謝野町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	無
合 計		2 2 市町村 2 8 条例	

16 ポイ捨て条例の制定状況

令和6年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京都市	H9～	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
向日市	H26～	向日市のまちを美しくする条例	無
長岡京市	H18～	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大山崎町	R2.10～ 改正	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇治市	H12～	宇治市環境美化推進条例	有
城陽市	R6～	城陽市ポイ捨て禁止条例	有
久御山町			
八幡市	H18～	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京田辺市	H10～	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井手町	H11～	井手町環境保全条例	無
宇治田原町	H19～	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木津川市	H19～	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
笠置町			
和束町			
精華町	H23.7～	精華町まちをきれいにする条例	無
南山城村			
亀岡市	R2.2～	亀岡市ポイ捨て等禁止条例	有
南丹市	H18～	南丹市美しいまちづくり条例	無
京丹波町			
福知山市			
舞鶴市	S59～	舞鶴市環境美化条例	無
綾部市			
宮津市	H20.1～	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
京丹後市	H29.3～	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無
伊根町			
与謝野町	H18～	与謝野町のまちを美しくする条例	無
合計		18市町 18条例	

17 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況

令和6年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	H 2 3 ~	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	無
向 日 市			
長 岡 京 市			
大 山 崎 町			
宇 治 市			
城 陽 市	R 1 ~	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	有
久 御 山 町	R 1 ~	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例	無
八 幡 市			
京 田 辺 市	R 3 ~	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（一部改正）	有
井 手 町			
宇 治 田 原 町	R 2 ~	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	有
木 津 川 市	H 2 6 ~	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（一部改正）	有
笠 置 町			
和 束 町			
精 華 町	R 5 . 9 ~	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）	有
南 山 城 村			
亀 岡 市			
南 丹 市			
京 丹 波 町			
福 知 山 市	H 2 4 ~	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）	無
舞 鶴 市	H 1 6 ~	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（一部改正）	無
綾 部 市			
宮 津 市			
京 丹 後 市			
伊 根 町			
与 謝 野 町			
合 計		9 市町 9 条例	

18 その他廃棄物関係条例の制定状況

令和6年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称
京 都 市	H 5 ~	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
向 日 市	H 9 ~	向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
長 岡 京 市	S 5 1 ~	長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
大 山 崎 町	H 9 ~	大山崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
宇 治 市	H 8 ~	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
城 陽 市	R 1 ~	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
久 御 山 町	R 1 ~	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
八 幡 市	H 2 1 ~	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
京 田 辺 市	H 2 6 ~	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
井 手 町	S 5 2 ~	井手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
宇 治 田 原 町	R 2 ~	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
木 津 川 市	H 1 9 ~	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
笠 置 町	S 5 5 ~	笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例
和 束 町	H 1 0 ~	和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
精 華 町	S 5 5 ~	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
南 山 城 村	H 1 2 ~	南山城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
亀 岡 市	H 1 3 ~	亀岡市循環型社会推進条例
南 丹 市	S 4 8 ~	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H 2 4 ~	船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
京 丹 波 町	S 4 8 ~	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H 1 7 ~	京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例
	H 2 0 ~	京丹波町 P C B 廃棄物等の持込み禁止に関する条例
	H 2 4 ~	船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
福 知 山 市	S 4 8 ~	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
舞 鶴 市	H 6 ~	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
綾 部 市	H 9 ~	綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
宮 津 市	H 7 ~	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
京 丹 後 市	H 1 6 ~	京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H 1 6 ~	京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例
	H 1 6 ~	京丹後市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例
伊 根 町	H 1 3 ~	伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
与 謝 野 町	H 1 8 ~	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H 1 8 ~	与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例
合 計		26市町村 33条例

19 廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況

令和6年4月1日現在

市町村名	設置年度	名 称	
京 都 市	H 5 ~	京都市廃棄物減量等推進審議会	※
	H 8 ~	京都市ごみ減量推進会議	
向 日 市	H 2 9 ~	向日市廃棄物減量等推進審議会	※
長 岡 京 市	H 2 6 ~	長岡京市廃棄物減量等推進審議会	※
大 山 崎 町	H 3 0 ~	大山崎町廃棄物減量等推進審議会	※
宇 治 市	H 1 0 ~	宇治市廃棄物減量等推進審議会	※
城 陽 市	H 8 ~	城陽市廃棄物減量等推進審議会	※
久 御 山 町	H 1 5 ~	久御山町循環型社会推進委員会	
八 幡 市			
京 田 辺 市	H 2 5 ~	京田辺市ごみ減量化推進審議会	※
井 手 町	H 2 2 ~	井手町ごみの減量化対策検討委員会	
宇 治 田 原 町			
木 津 川 市	H 2 2 ~	木津川市廃棄物減量等推進審議会	※
笠 置 町	H 7 ~	笠置町ごみ減量化推進協議会	
和 束 町	H 5 ~	和束町環境美化推進委員会	
精 華 町			
南 山 城 村			
亀 岡 市	H 1 3 ~	亀岡市循環型社会推進審議会	※
南 丹 市	H 1 8 ~	南丹市環境美化推進委員	
京 丹 波 町	H 1 7 ~	京丹波町環境推進委員	
福 知 山 市	H 8 ~ H 2 5	福知山市ごみ端会議	
舞 鶴 市	H 9 ~	舞鶴市廃棄物減量等推進審議会	※
綾 部 市			
宮 津 市	H 7 ~	宮津市廃棄物減量等推進審議会	※
京 丹 後 市	H 1 6 ~	京丹後市廃棄物減量等推進審議会	※
伊 根 町	H 1 3 ~	伊根町廃棄物減量等推進審議会	※
与 謝 野 町			
合 計		2 0 市町 2 1 審議会・協議会等	

(注) ※印は廃棄物処理法第5条の7によるもの

20 廃棄物減量等推進員の委嘱状況

令和6年4月1日現在

市町村名	委嘱	廃掃法第5条8による委嘱		廃掃法第5条の8によらない委嘱	
		委嘱開始年度	委嘱人数	委嘱開始年度	委嘱人数
京都市	有	H6～	※		
向日市					
長岡京市	有	H15～	71		
大山崎町					
宇治市					
城陽市					
久御山町	有			H8～	11
八幡市					
京田辺市					
井手町					
宇治田原町	有	H20～	40		
木津川市	有	H19～	12		
笠置町					
和束町					
精華町					
南山城村					
亀岡市	有			H12～	309
南丹市	有			H18～	181
京丹波町	有			H17～	93
福知山市				H8～H25	27
舞鶴市					
綾部市	有	H11～	453		
宮津市	有	H7～	※		
京丹後市				委嘱期間 R2～R5.2.28 R5.7.1～R7.6.30 ※R6.4.1現在については設置はない状況です	14
伊根町				H21～	6
与謝野町					
合計	10市町	6市町	576	7市町	641

(注) ※京都市及び宮津市では休止中

21 一般廃棄物の不法投棄対策

令和6年4月1日現在

市町村名	講じている対策					
	看板の設置	郵便局との協力制度	監視カメラの設置	専任職員による定期パトロール	住民との連携	その他
京都市	○	○			常習的な不法投棄に悩む地域団体に、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与	・企業や郵便局と連携した不法投棄監視通報制度の実施 ・委託による夜間、早朝パトロールを実施
向日市	○		○			・市内巡回パトロールの実施 ・監視カメラの設置 ・警告看板の設置 ・不法投棄警告シールの貼付
長岡京市	○		○	○	住民からの通報	職員による日常及び夜間パトロール
大山崎町	○				住民からの通報	職員によるパトロールを定期的実施
宇治市	○	○	○	○	不法投棄監視パトロール（委託による実施）	警告看板の配布
城陽市	○			○		市環境監視員、環境課ごみ減量推進係職員、管理課による不法投棄監視等パトロール
久御山町	○	○			自治会・住民からの通報	・ごみ収集時に塵芥収集車がパトロールを併せて実施 ・不法投棄監視パトロールを定期的実施 ・警告看板の設置 ・郵便業務中に不法投棄物を発見した場合の情報提供を受ける協定を町内郵便局と締結 ・月1回警察と合同でパトロールを実施
八幡市	○				住民からの通報	・不法投棄監視パトロールを定期的実施 ・URとの連携
京田辺市	○		○	○	区・自治会、住民からの通報等により現地調査及び区・自治会において収集した不法投棄ごみの回収	不法投棄監視パトロールを年末年始・祝日を除き実施、監視カメラの設置
井手町	○		○		不審な車輛等が山間部へ向かった時、住民からの通報	不法投棄監視パトロールを定期的実施
宇治田原町	○	○	○		まちをきれいにする推進員からの情報提供	生産森林組合、郵便局との通報協力制度の実施
木津川市	○		○	○	広報、区及び住民からの通報等により現地調査、ごみ減量等推進員からの連絡	不法投棄パトロールの実施、不法投棄監視カメラ等の設置
笠置町	○	○	○	○	区及び住民からの通報	・不法投棄パトロールの実施 ・不法投棄監視カメラ等の設置 ・郵便業務中に不法投棄物を発見した場合の情報提供を受ける協定を町内郵便局と締結
和束町	○			○	区及び住民からの通報	パトロール、投棄物の撤去(週3回アルバイト雇用)
精華町	○				自治会、住民からの通報	ごみ収集作業職員等によるパトロール
南山城村	○		○		区、自治会、住民からの通報	職員による不法投棄物の撤去
亀岡市	○	○	○	○	通報体制の整備	パトロール、不法投棄物の撤去
南丹市	○				各地域（環境美化推進員を中心に）からの、情報提供をお願いしている	職員による不法投棄物の撤去
京丹波町	○		○		各区環境推進委員及び住民からの通報	職員による日常パトロール
福知山市	○			○	自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施（委託）
舞鶴市	○		○			監視パトロールの実施（委託）、警告看板の設置
綾部市	○	○			廃棄物減量等推進員(453名)等を通じ情報提供を求める自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施、不法投棄警告看板の提供
宮津市	○	○			自治会への不法投棄状況調査を実施	パトロール、不法投棄廃棄物の回収
京丹後市	○	○	○		住民からの通報、ボランティア清掃者支援	不法投棄防止用看板の提供、職員による不法投棄物の撤去
伊根町	○	○		○	自治会、住民からの通報	不法投棄監視パトロール及び不法投棄ごみ回収を実施
与謝野町	○	○	○		ボランティアで監視・清掃の協力有り	不法投棄監視パトロール及び不法投棄ごみ回収を実施
合計	26	11	14	10		

22 ごみ減量・リサイクル関係の取組

令和6年4月1日現在

市町村等名	取組内容
京都市	<p>○廃食用油燃料化事業 家庭から排出される使用済めんばら油を回収、市独自の燃料化プラントにおいてバイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車187台と市バス114台の燃料として使用している。</p> <p>○移動式拠点回収 使用済みめんばら油や小型家電をはじめとする「資源物」と、出し方がわからないなどの理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」を、まち美化事務所の職員が地域の身近な場所に出向き、回収している。</p> <p>○雑がみの分別・リサイクルの全市展開 リサイクルできる紙類の中で、分別・リサイクルがあまり進んでいない「雑がみ」について、平成26年6月から、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③資源定点での定期回収を3つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開を開始している。</p> <p>○拠点回収の拡大 リユースびん、乾電池、紙パックをはじめとする16品目の資源物について、回収拠点の増加を図っている。</p> <p>○食品ロス削減の取組 食品ロス削減のため、食品スーパー等で、「販売期限延長の取組」を推進するほか、食品ロス削減に貢献する取組を行っている飲食店や宿泊施設、食品小売店を「食べ残しゼロ推進店舗」として認定している。 また、食品スーパー等で購入した後にすぐ食べる場合や賞味期限又は消費期限内に使い切れる場合に、商品棚の手前の食品（期限の近い食品）を購入する「てまえどり」の実践を呼び掛けている。</p> <p>○プラスチックの分別・リサイクル 令和5年4月から、全市域でのプラスチック製品の分別回収を実施しており、プラスチック製容器包装を含めたプラスチック類の分別回収促進に取り組んでいる。</p>
向日市	<p>○向日市ごみ減量推進協力店制度 ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる環境にやさしい店を「ごみ減量推進協力店」として認定する制度。</p> <p>○廃食用油の回収支援 廃食用油の自主回収を行う個人又は団体に、回収容器やのぼり等を貸与している。</p> <p>○古紙等回収事業 新聞・段ボール等の古紙や古繊維の回収をし、再生業者に引き渡している自治会・子供会等に対して助成金を交付している。</p> <p>○拠点回収の充実 市内4か所において、空缶・空ビン・ペットボトルの終日回収を実施している。市役所敷地内に設置している資源物回収ステーションでは、左記に加え廃食用油、紙パック、古紙とダンボールの回収をしている。また、市内1カ所では古紙類と併せて、古着の回収を実施している。</p>
長岡京市	<p>○エコタウン推進事業 各自治会等でごみ減量化推進に向けての取組事業を実施。</p> <p>○出前講座 家庭ごみの分別方法の周知や3Rの推進のため、小学校・保育所・自治会等の団体に職員が出向き出前講座を実施している。</p> <p>○水切り袋等の利用の啓発 廃棄物減量等推進員と共に、市内スーパー（4店舗）の店頭で街頭啓発のほか、のぼり旗・広報紙・ホームページ・コミュニティラジオによる啓発を実施</p>
大山崎町	<p>○町民リサイクル制度 家庭で使用しなくなった物品について、住民間で譲り合って再利用していただくよう情報を収集、紹介する制度を実施。</p> <p>○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、ダンボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。</p> <p>○フリーマーケット「ママ達のリサイクル&手作り市」の開催 町内の子育てママ達が出店者を募り、不用となった品や手作り品等のフリーマーケットを年に数回開催している。</p>

市町村等名	取組内容
宇治市	<p>○廃食油の回収支援 廃食用油の自主回収を行う町内会等に対して回収容器やのぼり等を貸与している。</p> <p>○環境フェスタ 宇治市内の環境に対する取組みを実演やパネル展示を通して理解してもらい、市民のごみの減量や分別意識を啓発する事業。</p> <p>○てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電 市内に11箇所の拠点を設けて分別収集を行っている。</p> <p>○海外リユース 市民へリユースの推進と啓発を目的とし、家庭で不要になったかばんやくつ、ぬいぐるみ、衣類等を回収し、専門業者を通して海外（東南アジア）に輸出している。</p> <p>○環境教育 保育・幼稚園児・小学生及び中学生を対象に、紙芝居やごみ分別ゲーム、パッカー車の見学等の内容で環境教育を行い、ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えている。</p> <p>○リサイクル・リユースイベントの開催 家庭で不要になった物品について、ドライブスルーによる持ち込み回収を実施。</p>
城陽市	<p>○廃食用油の回収 市内に29箇所の拠点を設けて、廃食用油の回収を行っている。</p> <p>○使用済小型家電の回収 市内に16箇所の拠点を設けて、使用済小型家電の回収を行っている。衛生センターで持ち込み回収を行っている。</p> <p>○使用済小型充電式電池の回収 市内に16箇所の拠点を設けて、使用済小型充電式電池の回収を行っている。衛生センターで持ち込み回収を行っている。</p> <p>○水銀使用製品の回収 衛生センター及び市役所環境課で持ち込み回収を行っている。</p> <p>○廃蛍光管の回収 市内に11か所の拠点を設けて、廃蛍光管の回収を行っている。衛生センターで持ち込み回収を行っている。</p> <p>○産業まつりでごみの分別やリサイクルの展示 城陽市産業まつりの会場内に、環境課ごみ減量推進係専用ブースを設け、家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、パネル等を展示して市民に啓発を行っている。</p> <p>○まちづくり出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの推進のため、申し込みがあれば、各団体に職員が出向いて、城陽市まちづくり出前講座を実施している。</p> <p>○各種広報媒体による周知・啓発 広報じょうよう、市ホームページ、LINE・SNSによるごみ減量や分別周知・啓発を行っている。「環境衛生のしおり」保存版冊子を転入時や希望者に配布している。</p> <p>○多言語版ごみカレンダーやごみ分別チラシ及びDVDの作成 3か国語版（英語版・中国語版・ベトナム語版）のごみカレンダーやごみ分別チラシ及びDVDを転入時や希望者に配布している。</p>
久御山町	<p>○廃食用油、使用済小型家電、小型充電式電池、ペットボトルキャップの回収 町内に拠点を設け、定期的に回収を行っている。</p> <p>○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会等に対して補助金を交付している。</p> <p>○出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば自治会等に職員が出向いて出前講座を実施している。</p> <p>○食品ロス削減の取組 家庭で不要になった食品等を回収し、必要としている団体等に寄与する「フードドライブ」事業を実施。</p> <p>○多言語版ごみ分別チラシ作成 4か国語版（英語版・中国語版・韓国語版・ベトナム語版）のごみ分別チラシを作成し、希望者に配布。</p>

市町村等名	取組内容
八幡市	<p>○廃食用油、使用済小型家電、蛍光管、キャップ等の回収</p> <p>市内に拠点を立てて、廃食用油、使用済小型家電、蛍光管、キャップ等の回収を行っている。</p> <p>○古紙回収事業</p> <p>新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して奨励金を交付している。</p> <p>○出前講座の実施</p> <p>家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば各自治会や団体等に出向いて出前講座を実施している。</p> <p>○廃食用油燃料化事業</p> <p>家庭から排出される使用済ら油を回収後、バイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車4台の燃料として使用している。</p>
京田辺市	<p>○リユース・リサイクル活動</p> <p>市民団体「京田辺エコパークかなび」と協働で、リサイクルプラザの常時展示場でのリユース品の販売や、不用品を材料としたものづくり教室を開催。平成23年6月より、近鉄新田辺駅前にも常設展示場を設置。</p> <p>○剪定枝チップ化物の利用</p> <p>剪定枝を粉砕処理し、チップ化・腐葉土化したものを、市民を対象に無料配布している。</p> <p>○再生資源集団回収事業</p> <p>営利を目的としない団体（区、自治会等）が資源回収業者に引き渡した再生資源（新聞、段ボール、雑誌類、布類、金属、ビン類）の実績数量に対して補助金を交付している。</p>
井手町	<p>○廃食用油の回収</p> <p>町内1箇所の拠点を設けて住民から回収した廃食用油を、それをバイオディーゼル燃料に変換している業者に引き渡している。</p> <p>○古紙回収事業</p> <p>新聞紙等の古紙を回収し古紙再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して補助金を交付している。</p>
宇治田原町	<p>○紙ごみリサイクルの完全実施</p> <p>全自治会で古紙の集団回収を実施し、再生可能な紙ごみを可燃ごみの対象品目から除外し、全てリサイクルしている。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>町内に15箇所の拠点を設けて回収した廃食用油と学校給食調理場や保育所から回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。</p> <p>○ペットボトルキャップの回収</p> <p>ごみ減量推進のため、エコキャップ運動に参画し、町内18ヶ所の回収拠点を設けてペットボトルキャップを回収している。</p> <p>○まちづくり出前講座</p> <p>家庭ごみの分別方法や3Rの取組について申込みに応じて出前講座を実施している。</p>

市町村等名	取 組 内 容
木津川市	<p>○古紙集団回収事業</p> <p>ごみの減量化と資源としての有効利用を促し、住民と行政によるごみ問題解決への社会意志の高まりを図るため、予算の範囲内において補助金（5円/kg）を交付している。令和5年度の回収実績は1,820t。</p> <p>○マイバッグの推進</p> <p>レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、廃棄物減量等推進員の会と協力しマイバッグ作りの講習会などの啓発を行っている。</p> <p>○エコフェスキづがわの開催</p> <p>環境イベントの一環として、ごみ減量の啓発、古布ぞうりやエコ手芸品の販売、堆肥の無料配布などを含むイベントを開催している。</p> <p>○循環型社会推進事業</p> <p>家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等を実施している。市民提案型ごみ減量活動等補助金やごみ集積容器整備補助金の交付、防鳥用ネットの貸与、隔月のチラシの発行、使用済み食用油の再資源化、ごみ分別アプリの配信など、令和4年度は全16事業を実施した。</p>
和束町	<p>○ごみ減量化推進地区支援事業</p> <p>家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化することに取り組む団体に対し、大型生ごみ処理機を設置することにより、ごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする事業。</p> <p>○古紙回収事業</p> <p>町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。</p>
精華町	<p>○ごみ減量堆肥化事業に対する補助</p> <p>有用微生物群を利用した生ゴミの減量堆肥化を推進している「精華町生ごみ減量・堆肥化推進協議会」や、剪定枝・草の堆肥化事業を行っている「公益社団法人精華町シルバー人材センター」に対し活動の助成。</p> <p>○食品ロス削減の取り組み</p> <p>食品ロス削減を進めるため、10月から11月にかけ「精華町食品ロス削減キャンペーン」を実施。</p> <p>○分別に関する出前講座</p> <p>消費者団体等の依頼に応じ、ごみの分別、再資源化に関する出前講座を実施。 自治会の依頼に応じ、粗大ごみ収集日に併せて、地域の住民に対する分別教室を開催。</p> <p>○環境月間にあわせて啓発パネル等を展示</p> <p>環境月間に併せ、役場来庁者に対する啓発活動として、古紙回収の奨励や生ごみの水切り、食品ロスの削減を呼び掛けるパネルを展示。</p> <p>○蛍光灯リサイクル</p> <p>使用済蛍光灯を4箇所の回収拠点（町施設等）において回収し、リサイクル処理を実施。</p> <p>○古紙類リサイクルの実施</p> <p>町内各地域の自治会子供会等が主体となって、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布に加え、お菓子の箱や米袋等再生可能な紙を含む「その他のリサイクルできる紙」を対象として、古紙回収事業を実施していただき、再資源化を図っている。</p> <p>○廃食用（天ぷら）油の回収</p> <p>自治会の協力を得て、町内に25箇所の回収拠点を設け、廃食用（天ぷら）油の回収を実施。また、学校や保育所から回収した廃食用（天ぷら）油も併せ、事業者へ売却し、バイオディーゼル原料として再利用している。</p> <p>○使用済小型家電リサイクル事業</p> <p>小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目を拠点でのBOX回収を実施。（回収拠点は、町役場・町立体育館・コミュニティホール、地域福祉施設、商業施設）回収した使用済小型家電は、国認定事業者へ引渡し、再生処理を実施。</p> <p>○マイボトル普及推進キャンペーン</p> <p>ペットボトルごみの削減に向けて、マイボトルの利用促進を図るため、マイボトルのメリット情報等を広報誌面等を通じて発信している。</p> <p>○使用済みインクカートリッジの回収</p> <p>プリンターメーカー4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを役場を始めとした4箇所の公共施設に設置。</p>

市町村等名	取組内容
南山城村	<p>○使用済小型家電の回収</p> <p>役場庁舎内に回収ボックスを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。</p> <p>○古紙回収事業</p> <p>村内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。</p>
亀岡市	<p>○クリーンかめおか推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、川柳、標語など啓発作品の募集 ・ごみ減量に係る講演会の実施 ・ごみ焼却施設及び埋立処分施設見学会の実施 ・ごみの減量・資源化等に対し先進的な取組を行っている施設等への見学会の実施 ・かめおかプラスチックごみゼロ宣言関連事業への協力 <p>○出前タウンミーティング</p> <p>3Rの推進等について、自治会や団体等の依頼に応じて出前講座を実施している。</p> <p>○施設見学会</p> <p>市内小学生、自治会、団体等を対象に、ごみ焼却施設及び埋立処分施設の見学会を行い、ごみの減量・資源化についての説明会を実施している。</p> <p>○使用済みインクカートリッジの回収</p> <p>事業者と「使用済みインクカートリッジの資源化に関する協定」を締結し、使用済みインクカートリッジの回収ボックスを公共施設に設置。</p> <p>○多言語版ごみ分別チラシの作成</p> <p>13か国語版（英語版・中国語版・ハングル語版・イタリア語版 他9か国語）のごみ分別チラシを作成し希望者に配布している。</p>
南丹市	<p>○リサイクルの日</p> <p>毎月8日をリサイクルの日と定め、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布（古着）などを「資源の館」で拠点回収している。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>市役所本庁、支所で廃食用油を回収、また市内の学校、給食センターなども廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。</p>
京丹波町	<p>○使用済みインクカートリッジの回収</p> <p>プリンターメーカー4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。</p> <p>○アルミ付き容器の回収</p> <p>京都府循環型社会推進課からのサーキュラーエコノミー移行の一環としてアルミ付き紙容器回収の取組により、再資源化を行っている。</p> <p>○使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収</p> <p>ポリプロピレン製の使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収の取組により、再資源化を行っている。</p>

市町村等名	取組内容
福知山市	<p>○環境パーク施設見学会</p> <p>環境学習教材（R5作成）を活用し、福知山市環境パーク（ごみ焼却施設、リサイクル施設、埋立処分場）の見学とごみの減量・資源化に係る啓発を実施している。</p> <p>○リサイクルプラザ体験教室</p> <p>家庭で不用となった紙パックや布を使ったリメイクやリフォームの教室を開催している。</p> <p>○環境問題出張講座</p> <p>依頼に応じて、ごみ処理等に関する出張講座を実施。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>廃食用油の自主回収を行う団体に、1L当たり3円の報奨金を支給している。</p> <p>○リユース事業の実施</p> <p>リサイクルプラザにおいてまだ使用できる家具を施設内で修理再生し、希望者に抽選で販売している。また不要となった衣類を展示し、希望する市民に無償で提供している。</p>
舞鶴市	<p>○マイ・リサイクル店認定制度</p> <p>簡易包装や買い物袋持参運動等に協力してもらえる店舗を「マイ・リサイクル店」として登録し、ごみ分別ルールブック等を通じて市民へ広報している。</p> <p>○リサイクル・フリーマーケットの開催</p> <p>家庭で不要になった衣類・雑貨・日用品などを必要とする人に安価に提供するため、毎年開催している。</p> <p>○「えほんのリユース会」の開催</p> <p>絵本の配布を通して、物を大切に作る心や大切さを学んでもらうことを目的として、環境フェスタ内で「えほんのリユース会」を開催。 ※絵本は市内数か所の放課後児童クラブで読まなくなった本を募集し集まったものを配布。</p> <p>○再生品の展示及び提供</p> <p>リサイクルプラザにおいて、まだ使用できる家具などを施設内で再生し、希望者に抽選で提供したり、市民から提供を受けた子供服を常時展示し、必要とする市民に無償提供したりしている。</p> <p>○「環境に優しい買い物キャンペーン」</p> <p>3Rの推進及びマイバッグ持参等の啓発を広報紙に掲載。</p> <p>○出前授業の実施</p> <p>市内の小学校4年生を対象に実施。市のごみ分別ルールやごみ減量の取組みを紹介し、ごみを減らすために、自分たちができることを考えてもらう機会にしている。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>廃食用油の自主回収を行う団体に対して、報奨金を交付している。</p> <p>○古紙等回収事業</p> <p>古紙類・アルミ類・繊維類を自主回収し、再生業者に引き渡している団体に対して報奨金を交付している。</p>

市町村等名	取 組 内 容
綾部市	<p>○古紙回収用保管庫設置費補助金制度の実施</p> <p>可燃ごみの約35%が紙類ということから、ごみ減量と再資源化の促進を図るため、地域住民がいつでもだせる古紙回収用保管庫を設置した自治会に対して、保管庫設置経費の2/3を補助する。(上限は5万円)</p> <p>○あやべ古紙再生プロジェクトの実施</p> <p>可燃ごみの約35%を占める紙類の資源化に取り組むため、プロジェクトに参画し雑がみを含む古紙を回収する自治会に支援をしている。</p> <p>○綾部市クリーンセンター施設見学</p> <p>クリーンセンターの施設見学とごみ減量など環境行政の取組や推進について説明をしている。</p> <p>○環境に関する出前講座の実施</p> <p>ごみ減量、3Rの推進等環境問題について、依頼に応じて講座を実施する。</p> <p>○リユース事業の実施</p> <p>クリーンセンターにおいて、まだ使用できる家具などを展示し、希望者に提供している。</p>
宮津市	<p>○出前講座</p> <p>ごみ分別等について、自治体や団体等の依頼に応じて出張講座を実施している。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>バイオマス資源としての利活用のため、市役所や各地区公民館に回収ボックスを設置し、HP等で広報を実施することでNPO法人の廃食用油回収の支援を行っている。</p>
伊根町 与謝野町	<p>・毎月の広報誌による住民へのごみの出し方・分別等を啓発を行っている。 ・廃食油の自主回収を行う団体に対して、補助金を交付している。</p> <p>○出前講座</p> <p>ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。</p> <p>○廃食用油の回収</p> <p>町内に拠点を設けて住民から回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。</p> <p>○古紙等回収事業</p> <p>以前は可燃ごみとして収集していた一部の紙類を「雑がみ」とし、資源ごみとして処理している。</p>

市町村等名	取 組 内 容
京丹後市	<p>○職員まちづくり出前講座</p> <p>ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。</p> <p>○廃油の回収支援</p> <p>NPO法人及び市内業者の行う廃油回収に対し、回収ボックス設置場所の提供や市の収集カレンダーへの記載等の支援を実施している。</p> <p>○古紙リサイクル推進</p> <p>市内の古紙回収団体の行う集団回収に対して、補助金を交付し古紙リサイクルを推進している。雑がみ分別の普及啓発活動の推進のため、出前講座を行っている。</p> <p>○小学生等の峰山クリーンセンター施設見学・環境学習</p> <p>峰山クリーンセンターの施設見学を実施し、廃棄物処理の工程を学習することで廃棄物の減量やリサイクルの推進など、環境意識の高揚を図っている。</p> <p>○木材チップの利用</p> <p>剪定枝などの枝木を破碎し、土壌改良材や防草チップとして提供している。</p> <p>○使用済小型家電の回収</p> <p>市庁舎（6箇所）、地域公民館（4箇所）、廃棄物処理施設（5箇所）BOXを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。</p>
乙訓環境衛生組合	<p>○リサイクルフェアの開催</p> <p>各再生工房で再生した家具や自転車の販売、バーチャル施設見学や環境クイズ等によりごみ減量やリサイクルの啓発をオンラインで実施している。</p> <p>○工芸教室の開催</p> <p>資源ごみ等の有効かつ効果的な資源再生利用の促進とごみ減量及びリサイクルに対する意識の向上を目的とした各種教室を開催している。</p> <p>○親子教室の開催</p> <p>親子で一緒に廃材等を活用した物を作ることにより、資源の有効利用及びリサイクルの大切さを学んでもらうことと子供たちが今後の日常生活の中でリサイクル意識の育つ環境の充実を図ることを目的とし実施している。</p> <p>○施設見学</p> <p>近隣の小学生及び住民等に組合内施設の見学を通じ、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。</p>

市町村等名	取 組 内 容
城南衛生管理組合	<p>○廃食用油等の回収等</p> <p>廃蛍光管、衣服、廃食油、ペットボトルのキャップの回収をしている。</p> <hr/> <p>○環境まつり</p> <p>フリーマーケット、ガラス及び衣服のリサイクル教室・作品展示、環境に関する展示・工場見学等を実施している。</p> <hr/> <p>○剪定枝チップ化物の利用</p> <p>公園の樹木や家庭の庭木等の剪定枝をチップ化して住民等へ配布し、マルチング材として利用されている。</p> <hr/> <p>○リサイクル工場の運営</p> <p>「エコ・ポート長谷山」において、再生自転車の組立・修理を行う自転車工房やリサイクル衣服の譲渡（有料）・和服等のリメイク・小物作りを行う衣服工房、資源ごみ等を使ったガラス工房を開催している。 また、構成市町・管内小学校・管内各種団体等の施設にて、出前講座を開催し、廃棄物の有効利用とごみ減量に関する広報・啓発を実施している。</p> <hr/> <p>○施設見学</p> <p>管内の小学生及び住民等に組合処理施設の見学を通じて、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。</p>
相楽東部広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報誌による住民へのごみの出し方・分別等を啓発を行っている。 ・連合のホームページにごみの分別リストを掲載。
船井郡衛生管理組合	<p>○リサイクル週間</p> <p>毎年、6月と10月に「減量・リサイクル週間」として期間を定め、構成市町の施設及び管内事業所などに啓発ポスターを貼り出す。</p> <hr/> <p>○出前講座の実施</p> <p>ごみ減量、3Rの推進等環境問題について、構成市町からの依頼に応じて講座を実施する。</p>
宮津与謝環境組合	<p>○施設見学</p> <p>1市2町（宮津市・伊根町・与謝野町）の小学生及び住民等に宮津与謝クリーンセンターの施設の見学を通じて、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。</p> <hr/> <p>○不燃ごみから資源物の回収</p> <hr/> <p>○可燃ごみを利用してメタンガス発電</p>
木津川市精華町環境施設組合	<p>○施設見学</p> <p>管内外の小学生及び住民等に組合内施設の見学を通じ、ごみの分別や減量等についての啓発を図っている。</p>

23 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

令和6年4月1日現在

市町村等名	内 容
京 都 市	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者搬入手数料の改定（現行100kgまでごとに1,000円。R7.4から10kgまでごとに150円※マンション等から出るプラスチック類に限り10kgまでごとに75円に改定） ・持込ごみ手数料の改定（現行100kg以下1,000円。100kg超～600kg以下1,000円+1,500円/100kg。600kg超8,500円+2,000円/100kg。R5.10から100kg以下1,500円。100kg超1,500円+200円/10kgに改定） ・事業者に係る各種届出制度（事業用大規模建築物減量計画書H6～、特定食品関連事業者減量計画書H23～、事業者報告書兼計画書H28～） ・告示産業廃棄物の受入廃止による民間資源化施設への誘導（H21.10～） ・事業系一般廃棄物の透明袋による排出義務化（H22.6～） ・事業ごみ減量ニュースレターの発行（H23.7創刊。年3回程度発行） ・搬入物検査の実施及び排出事業者指導の強化（H27～） ・「しまつのこころ条例（京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）」の施行による事業所から出るリサイクル可能な紙類の分別義務化を開始（H28.4～）
向 日 市	<p>ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及びごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、料金制度の見直しと合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料の設定</p>
長 岡 京 市	
大 山 崎 町	
八 幡 市	搬入ごみの分別の徹底及び紙ごみの再資源化推進について指導。
京 田 辺 市	許可業者への展開検査、それに伴う指導の強化。
井 手 町	<p>ごみの分別徹底について広報誌に毎月啓発。 産業廃棄物ごみの処理の指導。</p>
精 華 町	古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
京 丹 波 町	
福 知 山 市	紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼している。
舞 鶴 市	事業者向けにごみの適正処理とリサイクル促進を内容とするチラシを作成し、市内の各事業所に配布するとともに、市役所窓口等に配架。
綾 部 市	紙ごみの再資源化について依頼、指導。
乙訓環境衛生組合	搬入者への展開検査の実施
城南衛生管理組合	搬入業者への展開検査の実施や啓発チラシを送付し、古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
木津川市精華町環境施設組合	許可業者への展開検査の実施。それに伴う指導の強化。
船井郡衛生管理組合	排出事業者に対して、雑がみ（紙類）、木くず及び草類については出来るだけ他のものと分別し、リサイクル処理を行うよう依頼・指導。